

# 那賀町木材利用方針

平成23年12月26日

那賀町

## 1. 目的

那賀町木材利用方針（以下、「方針」という。）は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号、以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、町内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的な事項等を定め、那賀町産材及び県産材（以下、「地域産材」という。）を中心とした木材の利用促進を図ることにより、森林整備の促進、林業及び関連産業の振興並びに地球温暖化防止への貢献に資するものとする。

## 2. 木材の利用を促進する公共建築物

方針における木材の利用を促進する公共建築物は、別表1及び3のとおりとする。

## 3. 基本的な事項

(1) 町が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、合法木材、認証材等の地域産材を使用するように努めるものとする。

(2) 町は、国、県、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者、その他の関係者及び木材の利用促進に努める設計者等と相互に連携し、地域産材の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。

## 4. 町が行う公共建築物の整備等における木材利用の目標

### (1) 施設の木造化の推進

ア 町が整備する公共建築物については、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（注1）の公共建築物において別表2に掲げる場合を除き、原則として木造化（主要な構造部材に木材を使用すること。以下同じ）を図るものとする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努めるものとする。

イ 木造化が困難な施設は、木造と他工法との混構造を検討するなど、可能な限り木材の使用について配慮するものとする。

### (2) 施設の木質化の推進

ア 町が整備する公共建築物については、木造により整備する場合はもとより、木造化できない場合であっても、別表2に掲げる場合を除き、原則として木質化（主要な構造部材以外の仕上材等に木材を使用すること。以下同じ。）を図るものとする。

イ 特に木質化を重点的に推進する施設及び箇所は、別表3のとおりとする。

(3) 家具・備品・調度品等の木質化の推進

ア 町が公共建築物に導入する家具・備品・調度品等は、可能な限り木材製品とするものとする。

(4) 木質バイオマス利用の推進

町は、「バイオマスタウン構想」の推進を図るとともに、公共建築物へ暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(5) 町が行う公共土木工事等における木材利用の推進

ア 町が行う公共土木工事等においては、地域産材利用を積極的に進めるとともに、環境負荷の大きい工法を減らし、環境に配慮した自然共生型の工法を取り入れるものとする。

イ ガードレールや標識、看板などの安全施設についても景観に配慮しつつ、地域産材を積極的に利用するものとする。

5. 公共建築物の整備等の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

(1) 町内における公共建築物の整備の用に供する地域産材の適切な供給の確保

公共建築物における地域産材利用の促進を図るため、林業従事者、木材製造業者、その他の木材の供給に携わる者の連携を図るとともに、林内路網の整備や林業機械の導入、施業の集約化等による生産性の向上、木材の需要に関する情報の共有等等により、地域産材の供給体制の整備に取り組む。

(2) 公共建築物の整備の用に供する木材利用促進に関する研究・技術の開発等

町は、県や木材製造業者、その他木材生産に携わる者と連携して、木材の利用促進に関する研究及び技術の開発、普及に積極的に取り組むものとする。

6. 公共建築物における木材の利用の促進のための体制に関する事項

公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図るため、管理職会等の場、広報、その他情報伝達手段を積極的に利用するものとする。

附則

この方針は、平成23年12月26日から適用する。

(注1) 本利用方針では、高さ13m以下かつ軒高9mで延べ床面積3,000㎡以下の建築物をいう。

別表 1

木造化を促進する公共建築物	公共の用又は公用に供する建築物をいい、以下の施設が含まれる
	社会福祉施設（児童・老人・障害各福祉施設等）、保健・衛生施設（病院・診療所・保健センター等）、教育施設（幼稚園・学校等）、社会教育・体育施設（図書館・公民館・体育館等）、行政施設（庁舎等）、住宅施設（町営住宅等）、その他の施設（観光施設、公園施設等）

別表 2

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法令の規定等により木材が利用できない場合</li> <li>2. 構造、耐久性等技術的に木材の使用が困難である場合</li> <li>3. その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合</li> </ol>
---

別表 3

特に木質化を重点的に推進する施設	特に木質化を重点的に推進する箇所	
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所
社会福祉施設（児童・老人・障害各福祉施設等）	ホール ロビー 廊下 会議室	リハビリ室、図書室、研修室、面談室、娯楽室等
保健・衛生施設（病院・診療所等）		待合室、食堂等
教育施設（幼稚園・小学校、中学校、体育館、プール等）		教室、職員室、図書室、保健室、研修室、競技場等
社会教育・体育施設（図書館・美術館・公民館・集会所・体育館等）		展示室、資料館、図書室、研修室、競技場、宿泊室、食堂等
行政施設（庁舎、支所、出張所等）		事務室、応接室、食堂等
住宅施設（町営住宅、教員住宅等）		玄関、居宅等
その他の施設（保養施設、観光施設、公園施設、公共交通の旅客施設及び休憩所等）		上記に準じた箇所